公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年十一月六日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名

1　富岡市ガス水道局申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

2　下仁田町申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日

1　前号1の事案　平成二十五年十一月二十八日　午後二時から

2　前号2の事案　平成二十五年十一月二十九日　午後二時から

三　場所

1　第一号1の事案　富岡市役所本庁舎　委員会室（群馬県富岡市富岡千四百六十番地一）

2　第一号2の事案　下仁田町役場　二〇一会議室（群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田六百八十二番地）

四　事案の要旨

1　第一号1の事案　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

2　第一号2の事案　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

3　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）並びに第一号の1の事案については富岡市ガス水道局（群馬県富岡市富岡千四百七十七番地一）、第一号の2の事案については下仁田町役場（群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田六百八十二番地）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「〇〇関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、第一号の1の事案については平成二十五年十一月十三日までに、第一号の2の事案については平成二十五年十一月十四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「〇〇関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、第一号の1の事案については平成二十五年十一月十三日までに、第一号の2の事案については平成二十五年十一月十四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第1号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）

住所　（電話番号）

職業

〇〇申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月一日（金）

〇一般案件（抜粋）

一、ハンガリー首相オルバーン・ヴィクトル閣下及び同令夫人の公式実務訪問賓客待遇について（了解）（外務省）

〇法律案

一、交通政策基本法案（決定）（国土交通省・警察庁）

公告

諸事項

工場財団

静岡県富士宮市山宮3765番地15**株式会社富士山ボートリー**の工場財団に機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年11月6日

静岡地方法務局富士支局

商業登記抹消公告

本店　東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

商号　株式会社ブル・ライフ

上記に係る平成22年3月1日受付第10477号で登記した監査役の退任及び辞任登記は、同時に就任した監査役の就任登記の抹消により法律で定めた監査役の員数を欠くこととなり、商業登記法第134条第1項第2号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第2項の規定により公告する。

平成25年11月6日

東京法務局

公証人法第13条に規定する公証人の採用に関する公告

法務省

平成25年11月6日

1　公証人採用申込案内掲示期間及び採用申込願書受付期間

(1)　受付法務局における公証人採用申込案内掲示期間

平成25年11月11日（月）午前8時30分から同月25日（月）午後5時15分まで

(2)　受付法務局における公証人採用申込願書受付期間

平成25年11月18日（月）から同月25日（月）まで（土、日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後零時まで及び午後1時から午後5時15分まで

2　受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日

受付法務局	採用予定地	採用予定人員	採用予定年月日
東京法務局	本局管内　中央区	1人	平成26年7月2日
	本局管内　千代田区	1人	平成26年7月16日
	本局管内　新宿区	1人	平成26年7月16日
	本局管内　墨田区	1人	平成26年7月6日
	八王子支局管内　立川市	1人	平成26年5月28日